# 【表紙】

【提出先】 九州財務局長

【提出日】 平成29年2月22日

【会社名】 株式会社ビューティ花壇

【英訳名】 Beauty Kadan Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三島 美佐夫

【本店の所在の場所】 熊本県熊本市南区流通団地1丁目46番地

【電話番号】 096-370-0004

【事務連絡者氏名】 取締役コーポレート本部長 田口 絹子

【最寄りの連絡場所】 熊本県熊本市南区流通団地1丁目46番地

【電話番号】 096-370-0004

【事務連絡者氏名】 取締役コーポレート本部長 田口 絹子

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 1【提出理由】

当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生する見込みとなりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の各規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該事象の発生年月日

平成29年1月21日

#### (2) 当該事象の内容

当社(原告)は、平成21年5月28日に株式会社サンライズジャパン、ドーモ株式会社、株式会社エス・ジェイ・フーズ(以下、被告等)が運営する、ウエディング施設である「Duo Domo」におけるウエディング装花等に関する独占的な業務委託契約を締結しておりました。しかしながら、度重なる契約違反があり改善を求めましたが話し合いによる解決が見込めなかったため、当社は、業務委託契約の解除による終了を理由とする保証金返還請求権に基づき、当社が預託した保証金の内、未返還分を請求し、また、債務不履行を理由とする損害賠償請求権に基づき逸失利益を請求する訴訟を提起しておりました。平成28年12月27日に東京地方裁判所にて判決が言い渡された後、控訴期限内に提起がなかったため、平成29年1月21日をもって当該判決が確定したものであります。

#### (3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象の発生に伴い、平成29年6月期第3四半期会計期間において、当社単体決算では特別利益として約78百万円、当社連結決算では特別利益として約113百万円をそれぞれ計上する見込みであります。